一人親方団体 労働局承認
労災センター共済会

最短で翌日加入！

-労災保険の特別加入のご案内-

一人親方の労災保険が大切にしていること

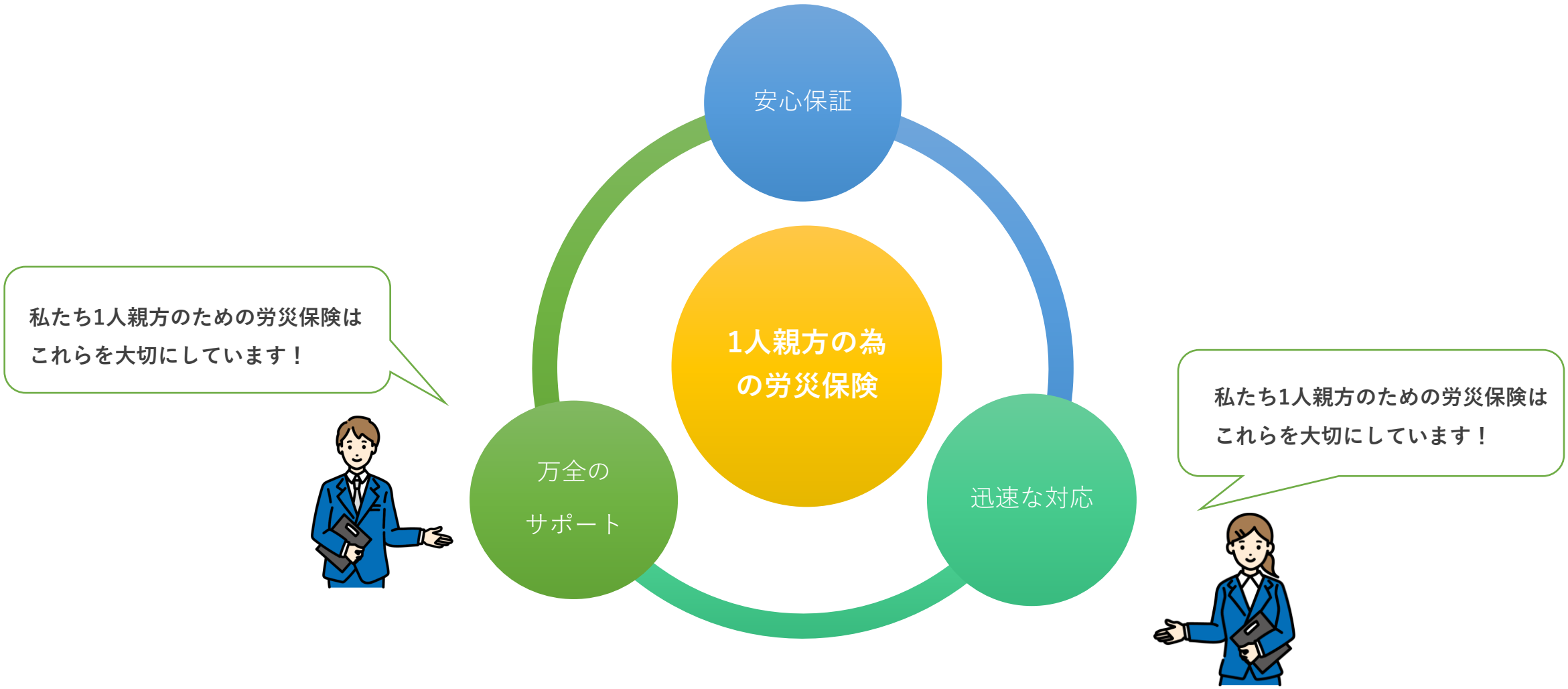

建設業における労災保険

~建設業における労災保険と他の業種との違い~

通常、労災保険は事業所を単位として保険関係が成立しますが、建設業の場合は工事ごと、建設現場ごとに保険関係が成立し元請が自身の責任で保険関係を成立させ、保険料を支払うことになります。

そして建設現場で起きた事故はそれが元請作業員であっても、下請作業員であっても元請が成立させた保険を使って申請することになります。つまり、下請は保険料を払わずに、元請の保険 の保護を受けられることになります。

しかし、労災保険は「**労働者**」を対象としているため、企業の役員や一人親方は保険の対象となりません。
このため、同じように建設現場で作業に従事しながら保険の適用対象となる人とな らない人が出てきます。
適用になる人とならない人の違いは一言で言えば「**雇用関係にあるかどうか**」ということです。

そこで、これらの方々も補償を受けることができるように、特別に労災保険に任意加入を認め ているのが労災保険の特別加入制度です。

考え方の一例：次のページ..

一人親方の労災保険の概要

前ページ内容に関して中々イメージがつかない方に考え方の一例です

まず、「一人親方」というのは会社に属していない”いわゆる個人事業主”だと思っていただくとわかりやすいでしょう！ 一人親方の条件として、従業員がいない＝つまり”ひとり”で仕事を請け負っている人が挙げられます。 そして、工事の現場などでは元請けや下請けの会社がありますが、その会社の従業員が足りないときなどに、「一人親方」を雇って現場仕事をさせるのが一般的。その際の保険に該当するのが今回の資料で説明を行う私達の労災保険サービスになります。 元請け会社や下請け会社で働く従業員は、会社の保険が適用される一方、一人親方は個人事業主になるので、その会社の保険は適用されない。 なので、一人親方は個別で労災保険に入る必要があるのです。

建設業における労災保険

~建設業における労災保険は他の業種と比べて特殊~（図）

通常の場合

元請会社

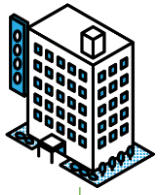

事業所単位で保険関係が成立

下請会社

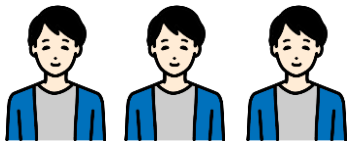

労働者A　労働者B　労働者C

下請会社

労働者D　労働者E　労働者F

建設業（一人親方がいる場合）

元請会社

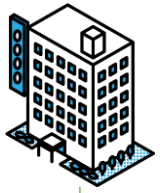

労災保険は「労働者」を対象としますが、
一人親方は「労働者」の関係に
該当しないため元請との保険関係が不成立

下請会社

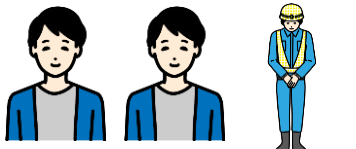

労働者A　労働者B　一人親方

下請会社

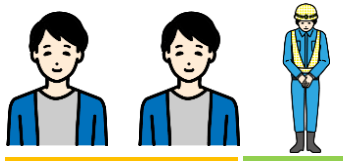

労働者D　労働者E　一人親方

特別加入の対象者

元請又は所属会社の労災を使用

一人親方の労災保険

1. 建設業の一人親方とは

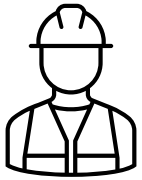

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者およびその事業に従事する者であっても労働者でない者（例えば、一人親方の配偶者、同居の親族）をいいます。また、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者とは年間を通じて労働者を１人も使用し ない場合はもとより、労働者を使用する日の合計が**１年において 100 日未満**となることが見込 まれる者のことをいいます。具体的には以下のような方々が該当します。

① 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
② 特定の会社に所属しているが、その会社と請負で仕事を行っている。
③ グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。
④ 見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。
⑤ 法人で仕事をしているが役員や家族以外に従業員がいない。

2. 建設の事業とは

特に職種の限定はなく、主にこれらの仕事の内容が当てはまります

※資料内容以外の内容もあり

3. 健康診断

特別加入を希望する一人親方のかたで、下記の表に記載されている業務の種類に応じて、
それぞれの従事期間を超えてその業務を行ったことがある一人親方のかたについては、
特別加入の申請時に、指定された期間内に指示された医療機関で**健康診断**を受ける必要があります。

加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の 業務に従事した期間	実施する健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6 か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6 か月	有機溶剤中毒健康診断

※健康診断費用は**無料**です。

※受診のため に要した交通費は**自己負担**となります。

健康診断の結果加入が認められなかった場合、納付いただきました費用について**労災保険料のみ**返金いたします。

① 粉じん作業を行う業務

粉じん作業とは当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる 作業を言います。具体的には、じん肺法施行規則別表(じん肺法第２条関係)に定める作業で主 なものは次の通りです。

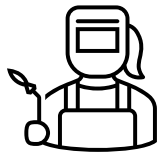

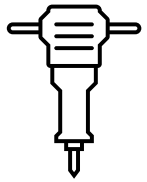

屋外の土石、岩石、鉱物を粉砕する場所における作業

屋内等において行なう金属を溶断し、または、アーク等溶接の作業

研磨材を用いて動力により金属等を研磨、ばり取り、裁断する場所における作業

セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素材料を乾燥し、

袋詰めし、積込、 又は積卸す場所における作業

② 振動工具使用の業務

圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で 身体局所に著しい振動を与えるものに限る。）を取り扱う業務を言います。

具体的には、削 岩機、ピッチングハンマー、コーキングハンマー、ハンドハンマー、コンクリートブレー カー、スケーリングハンマー、サンドランマー、チェーンソー、ブッシュクリーナー、エ ンジンカッター、携帯用木材皮剥ぎ機、スィング研削盤、卓上研削盤などがあり、その他 振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具を言います。

③ 鉛業務

鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は
当該施釉を行なった物の焼成の 業務

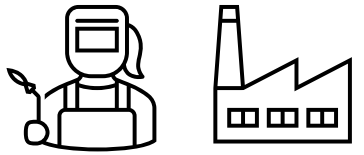

自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農 薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉砕、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務 鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務

④ 有機溶剤業務

有機溶剤業務とは主に有機溶剤等を用いて行うつや出し・防水その他 物の面の加工の業務、接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務、接着 のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務等の有機溶剤等を用い て行う洗浄又は払拭の業務を言います。

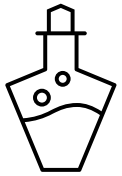

キシレン、Ｎ・Ｎ－ジメチルホルムア ミド、スチレン、テトラクロルエチレン、１・１・１－トリクロルエタン、 トリクロルエチレン、トルエン、ノルマルヘキサン等の溶剤を使用します。

4. 加入制限とは

加入時に健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

01

① 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就業す ることが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。

02

② 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの 転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

一人親方の業務災害の判断基準

一人親方の業務災害の判断基準

労働災害と認められ、労災保険の給付の対象となる業務災害

①請負契約に直接必要な行為を行う場合

•例）工事の請負契約を締結する行為、契約前の見積り、現場の下見等を行う場合等

②請負工事現場の作業及びこれに直接附帯する行為

•例）請負工事現場における作業等全般

③請負契約に基づく行為を自社の作業場で行う場合

•例）請負契約による作業を自社の鉄工所、工場等で行う場合

請負工事に係る機械・製品を運搬する作業

•例）請負工事に係る機械・製品を自宅から工事現場まで運搬する行為

突発事故（台風・火災等）による予定外の緊急出勤途上の行為

•例）台風・火災等のため工事現場へ建物の保全のため緊急に赴く行為

※次ページ：通勤災害の判断基準について…

※ 通勤災害の判断基準

通勤とは、労働者が就業に関し、住居と職場との間を合理的な経路及び方法により往復 することをいい、業務の性質を有するものを除きます。なお、通勤災害は健康保険では給付されず、労災保険で給付されます。

また、通勤経路の途中で逸脱もしく は中断していた場合や、通勤経路・通勤方法が合理的とみなされない場合は、日常生活上必要な行為で厚生労働 省令に定められている場合を除いて、 通勤災害として認められません。

補償内容

補償内容

一人親方の労災保険に加入している人（特別加入者）に対する保険給付等については、
一般の労働者の場合とほぼ同様に、業務上の事由または通勤により傷病を被ったときに次ページ表の保険給付 を行っています。

ただし、特別支給金のうちボーナス等の特別給与を算定の基礎とするいわゆる「ボーナス特別 支給金」については支給されません。

なお、療養補償給付以外の給付については労働者の場合その労働者の平均賃金に相当する額を 給付基礎日額とし、これを基礎として所定の率や日数を乗じて得られる額が給付される額となりますが、特別加入者の場合、この基礎となる賃金がありませんから、これに替わるものとして、 法で定められた給付基礎日額から自己の収入等に見合ったものを選び、その他所定の率や日数を 乗じて得られる額が給付額となります。

給付の種類	支給の事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	療養を必要とするとき	療養に必要な費用	—
休業補償	療養のため仕事をすることが できずに休業するとき	給付基礎日額の 6 割を休業 4 日目から支給	給付基礎日額の 2 割を休業 4 日目から支給
傷病補償 年金	療養開始後1 年6 カ月を経過し ても治らず傷病等級に該当す るとき	給付基礎日額の 1 級 313 日分 から 3 級 245 日分の年金	一時金 1 級 114 万円 2 級 107 万円 3 級 100 万円
障害補償 年金	傷病が治った後に身体に障害 が残ったとき（障害等級 1 級か ら 7 級）	給付基礎日額の 1 級 313 日分 から 7 級 131 日分の年金	一時金 1 級 342 万円から 7 級 159 万円
障害補償 一時金	傷病が治った後に身体に障害 が残ったとき（障害等級 8 級か ら 14 級）	給付基礎日額の 8 級 503 日分 から 14 級 56 日分の一時金	一時金 8 級 65 万円から 14 級 8 万円
介護補償	傷病年金又は障害年金受給者 のうち等級が1 級又は2 級の方	介護費用（上限あり）	—
遺族補償 年金	死亡したとき	遺族の人数に応じて、給付基 礎日額の 245 日分から 153 日 分の年金	一時金 300 万円
遺族補償 一時金	死亡した方に遺族補償年金を 受ける遺族がいないとき	給付基礎日額の 1,000 日分の 一時金	
葬祭料	死亡した方の葬祭を行うとき	給付基礎日額に応じて 42 万 円から 120 万円	—

給付基礎日額 / 労災保険料 / 入会金 / 会費

給付基礎日額、労災保険料、入会金、会費

1、給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険給付の基準となるものであって、労働者の場合には賃金をもとに 算出されます。
しかし、一人親方の場合には賃金というものがないので、給付基礎日額は、一定の範囲内から自分で選択することになります。
労災センター共済会ではの 以下4 種類の給付基礎日額に対応しております。

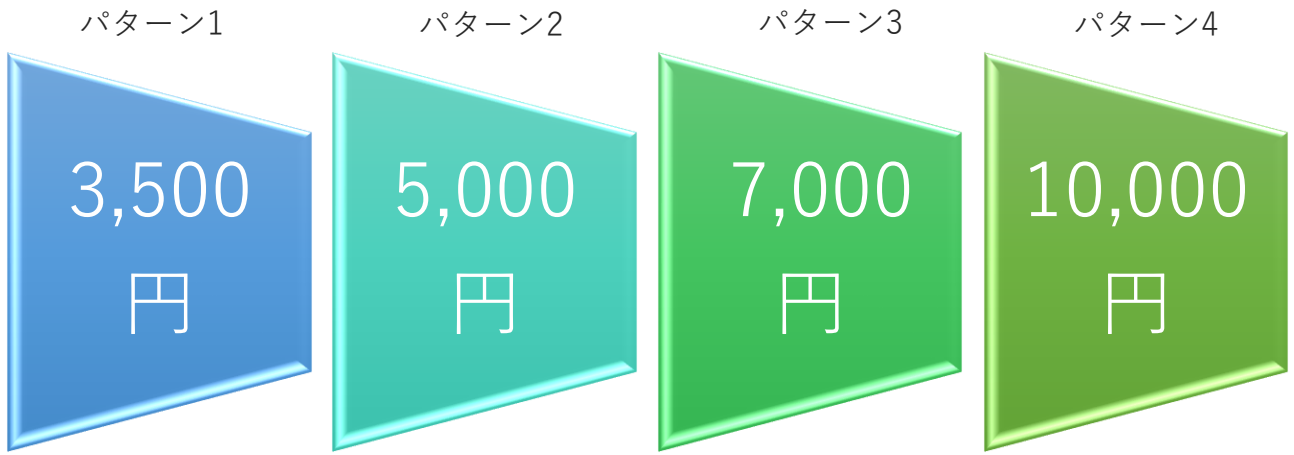

給付基礎日額、労災保険料、入会金、会費

2、労災保険に関する加入費用3種

01
労災保険料

02
入会金

03
会費

費用支払い：原則年度単位 / 一括支払い可能

支払い方法：① 銀行振り込み ② コンビニ支払 ③ 費用を月々お支払いいただくクレジットカード支払い

具体的な費用の詳細は、次ページ「3、支払方法及び費用」でご説明いたします。

3、支払方法及び費用

① 銀行振り込み・コンビニ支払（年払い） 銀行振り込み又はコンビニでのお支払いの場合、3 月までの費用を一括でお振込みいただきます。
4 月以外の年の途中でのご加入の場合は月割りとなります。
給付基礎日額に応じた加入 月ごとの費用は、次ページの≪労災保険料（年払いの場合）給付基礎日額に応じた労災保険料≫をご覧ください。
労災保険料は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを単位としています。
なお、給付基礎日 額の変更は毎年 4 月の更新時にのみ承っております。更新のご案内は 2 月上旬に致します。

【労災保険料（年払いの場合）】 ≪給付基礎日額と加入月に応じた労災保険料≫

		労災保険料			
給付基礎日額		3500	5000	7000	10000
加入月	4月	22,986 円	32,850 円	45,990 円	65,700 円
	5月	21,078 円	30,096 円	42,156 円	60,210 円
	6月	19,152 円	27,360 円	38,322 円	54,738 円
	7月	17,244 円	24,624 円	34,488 円	49,266 円
	8月	15,318 円	21,888 円	30,654 円	43,794 円
	9月	13,410 円	19,152 円	26,820 円	38,322 円
	10 月	11,484 円	16,416 円	22,986 円	32,850 円
	11 月	9,576 円	13,680 円	19,152 円	27,360 円
	12 月	7,650 円	10,944 円	15,318 円	21,888 円
	1月	5,742 円	8,208 円	11,484 円	16,416 円
	2月	3,816 円	5,472 円	7,650 円	10,944 円
	3月	1,908 円	2,736 円	3,816 円	5,472 円

【費用等（年払いの場合）】

入会金	1,000 円	労災保険に特別加入する時の費用 （初回のみ）
年会費	3,600 円	会費（年度ごとに一括徴収）。

※クレジットカード（毎月払い） クレジットカードをご利用の場合、費用は月単位でのお支払いとなっております。
カードか らの引き落とし額は労災保険料と入会金及び月会費の合計額となります。なお、毎月払いの場 合は更新手続きが不要です。

【労災保険料（毎月払いの場合）】 給付基礎日額に応じた 1 か月あたりの労災保険料

	労災保険料			
給付基礎日額	3,500	5,000	7,000	10,000
1 か月あたり	1,917 円	2,738 円	3,834 円	5,476 円

【手数料等（毎月払いの場合）】

入会金	1,000 円	労災保険に特別加入する時の費用 （初回のみ）
月会費	450 円	会費（毎月）

お申し込みの流れ

お申し込みの流れ

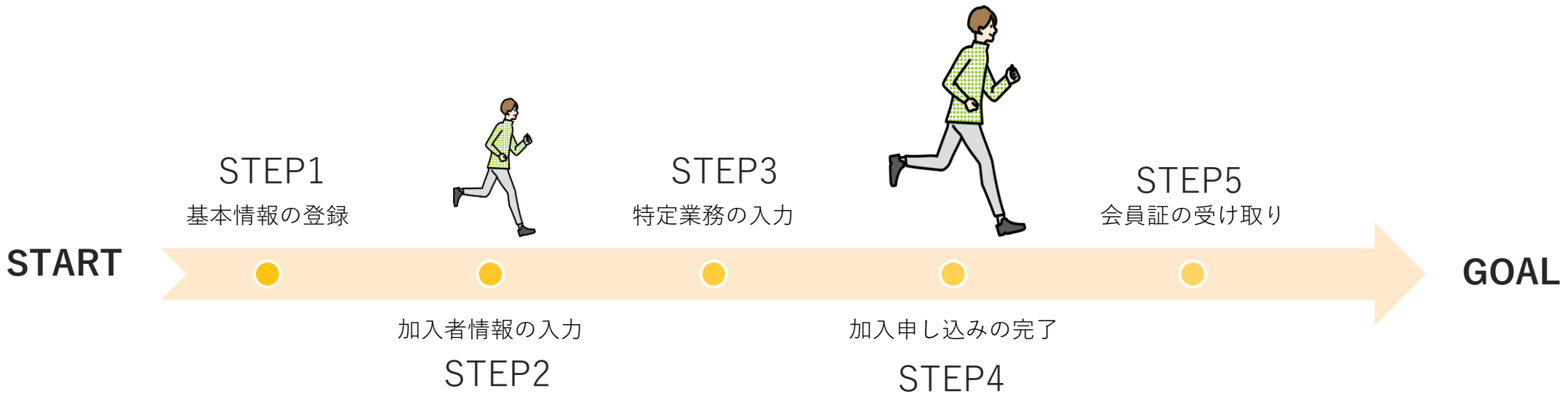

労災センター共済会のホームページからお申込みいただけます。

お申込みに際しては、次ページからの手順に沿ってお申し込みください。

Step1 基本情報の登録

基本情報は以下の区分に従って、サイトの利用登録をしてください。
基本情報は労災センター共済会のホームページの利用者登録です。
利用者登録には個人登録と法人登録の 2 種類 があります。※通常は個人登録を選択してください。
なお、利用者登録だけでは労災保険に特 別加入したことにはなりませんので、ご注意ください。

【①個人の場合】

個人事業主である一人親方が自分自身の労災保険の特別加入をする場合

【②法人登録の場合】

「法人」として利用登録することで一つの登録で複数の方の労災保険の特別加入の手続 きをまとめて行うことができます。
その場合は利用登録者が窓口（代表者）となって、 労災保険の特別加入の手続きをします。
そのため、自分自身が特別加入する場合もあれ ば、しない場合も窓口（代表者）となり登録を行うことができます。

● 会社が窓口となって下請けや直庸の一人親方の特別加入を代行して行う場合
（会社の担当者が直属の職人・一人親方の労災加入をまとめて行う場合など）

● 一人法人、家族だけの法人、役員だけの法人（従業員なし）が自らを特別加入する場合
（労災加入する人がすべて役員だけ、家族だけという場合など）

※ 基本情報登録が済むと、マイページが作成されます。
以後の手続きはマイページにログインして 行うことになります。

Step2 加入者情報の入力

【個人の場合の入力内容】

加入者情報	労災保険に特別加入する者の氏名、住所、連絡先等
お支払方法	銀行振り込み
仕事関連	仕事内容、屋号、特定業務の有無
本人確認書類	運転免許証、運転経歴証明書、在留カードのいずれか 1 点をアップロード
契約内容	給付基礎日額、加入月の選択

【法人登録の場合の入力内容】

加入者情報	労災保険に特別加入する者の氏名、住所、連絡先等
お支払方法	銀行振り込み
仕事関連	仕事内容、屋号、特定業務の有無
本人確認書類	運転免許証、運転経歴証明書、在留カードのいずれか 1 点をアップロード
契約内容	給付基礎日額、加入月の選択

※ 法人の場合はコンビニ支払、クレジットカードには対応しておりません。 銀行振込のみとなっております。

Step2 (1)：入力にあたって

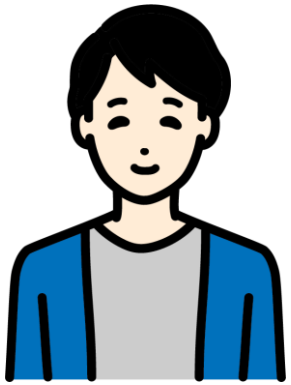

ー個人の場合ー

基本情報登録者＝労災保険加入者となります。

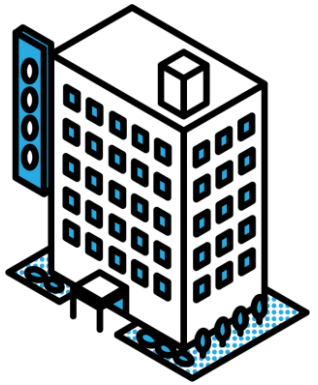

ー法人の場合ー

労災保険加入者が複数いる場合は

前ページの入力を加入者の人数分行う 必要があります。

Step2 (2)：入力方法

・特定業務は粉じん、振動工具、鉛業務、有機溶剤についての入力をします。特定 業務に該当する場合は Step3 の入力が必要です。（該当しない場合は入力の必要 はありません。Step4 へお進みください。）

・給付基礎日額は 3,500 円、5,000 円、7,000 円、10,000 円の中から選択してくだ さい。 加入月を選択してください。労災保険料は月を単位としておりますので、月の初日に加入した場合でも、月の途中に加入した場合でも 1 か月分の保険料を徴収い たします。

・ 支払方法は個人の場合は銀行振込、コンビニ支払及びクレジットカードの支払いのどちらかをご選択できます。法人登録の場合はコンビニ支払及びクレジットカ ード支払いはできません。銀行振込のみ承ります。

次ページ：各種振り込みについての説明

各種支払い方法について

銀行振り込み

指定口座にお振込みをお願いします。 振込手数料はお客様負担となります。
振込の控えをお客様の領収書とさせていただきます。
3 営業日以内にお振込みがない場合は、キャンセル扱いとなる場合があります。

コンビニ支払い

コンビニ支払 : 指定したコンビニエンスストアにてお支払いをお願いいたします。
振込手数料は当方負担となります。
振込の控えをお客様の領収書とさせていただきます。
5日以内にお振込みがない場合は、キャンセル扱いとなる場合があります。

カード支払い

カード支払 : ご利用者本人名義の下記のクレジットカードのみ、ご利用いただけます。
ただし、Step1 の基本情報登録が法人の場合はご利用いただけません。
カード名、 名義人、会員番号、有効期限等をご確認の上、お申し込みください。
また、イ ンターネット上からの入力では SSL(暗号化技術)により、お客様の重要な個人 情報を保護しています。
カードでの支払いは月払いのみ クレジットカードご利用のお支払いの場合は、利用者とクレジットカード発行会社でご契約されている会員規約に基づきお支払いいただきます。

Step3 ：特定業務の入力

・粉じん作業、振動工具使用、鉛業務、有機溶剤業務について過去から現在までの特定業務 の内容及び従事歴を入力してください。正確な従事期間が不明な場合は、おおよその期間をご記入ください。内容によっては健康診断の受診の必要があります。

次ページ：各種振り込みについての説明

Step4 ：加入申し込みの完了

・会員規則及び労災保険事務処理規則の内容をご確認の上申し込みを行ってください。
なお、支払方法が銀行振り込み・コンビニ支払の場合は、3 営業日以内のお振込みを
お願いいたします。

次ページ：各種振り込みについての説明

Step5 ：会員証の受取

・労災保険の特別加入は最短翌日からです。
・特別加入完了後、基本情報登録の住所宛に会員証を発送します。
・会員証の発送までに 1 週間程度の日数を要します。
　なお、健康診断の受診義務が ある方については労働局からの承認後の発送となりま す。
・加入の証明が必要な場合はマイページから加入証明書がダウンロードできます。

脱退について

脱退について

脱退をご希望の場合は、労災センター共済会の脱退のページからお手続きください。
お電話、FAX、郵送などでの手続きは承っておりません。

＜脱退に関する注意点＞

・ 脱退をご希望の方は少なくとも少なくとも脱退希望日の**7日前**（更新時（3月末脱退）の場合は当会が別途指定した日）までに当会の指定する方法にてご連絡ください。

・ さかのぼっての脱退はできません。

・ 銀行振り込み又はコンビニ支払の方は脱退にともない労災保険料の返金が発生す る場合があります。なお、返金の際は振込手巣料相当額を差し引いて返金いたしま す。

・ 脱退日の次の日以降に発生した労災事故は補償対象外です。

・ 脱退日以前に発生した労災事故は脱退した後でも引き続き補償対象となります。

組織概要

組織概要

●一人親方団体

名称	所在地
労災センター共済会北日本支部	〒030-0861 青森県青森市長島 2-13-1-6 F 対応エリア：青森県、北海道、岩手県
労災センター共済会東北支部	〒990-0038 山形県山形市幸町 6-1 対応エリア：山形県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県
労災センター共済会関東支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-9-18-1 F 対応エリア：東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬 県、静岡県、長野県、山梨県
労災センター共済会中部支部	〒500-8882 岐阜県岐阜市西野町 1-12-102 対応エリア：岐阜県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県
労災センター共済会関西支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町 2-2-5-2F 対応エリア：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山 県、徳島県、香川県
労災センター共済会中国支部	〒730-0015 広島県広島市中区橋本町 9-7 対応エリア：広島県、島根県、山口県 ビル博丈 8F
労災センター共済会四国支部	〒790-0065 愛媛県松山市宮西 1-4-43 対応エリア：愛媛県、高知県、大分県 大智ビル 4F
労災センター共済会北九州支部	〒850-0035 長崎県長崎市元船町 9-18 長崎 BizPort2F 対応エリア：長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県

組織概要

●労災センター共済会本部・事務局

名称	一般社団法人労災センター 労災センター共済会本部・事務局
所在地	〒135-0063 東京都江東区有明1-4-20-1607
代表電話／ＦＡＸ	TEL：03-6457-1248／FAX：03-6457-1249
加入申込専用 電話／ＦＡＸ	TEL：0120-950-151・050-3785-7661FAX：050-3730-6760
メールアドレス	info@hitorioyakata.or.jp
URL	https://hitorioyakata.or.jp